

道路改築承認申請書

道路占用許可申請書

新規
更新

変更
廃止

協議書

区 分	占用者番号	納付番号	許可番号
--------	-------	------	------

西宮市長様

令和 ●●年 ▲▲月 ■■日

【記入例】
突出看板等

*都市デザイン課に別途申請が必要

申請者住所 施主(占有者)

氏名又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____ 注) 令和3年1月より「押印」不要

電話 () 番

道路法 第24・32・35条
法定外道路管理条例第8・21条の規定により 許可申請 します。
電線共同溝法 協議

1	目的	突出看板設置のため											
2	占用・工事場所	西宮市 六湛寺町10-3						市道 幹16号線					
3	物件の名称	占用数量				掘削(改築)数量							
		幅 m	長さ m	面積 m ²	個数	幅 m	長さ m	面積 m ²	個数				
	突出看板	1.0	2.0	2.0	裏表2面								
4	占用期間	令和 年 月 許可日から令和 年 月 まで(日間) 特に記入不要											
5	工事期間	令和 年 月 許可日から令和 年 月 日まで(60 日間)											
6	物件の構造	別紙のとおり 記入必須(日付でも日数でも可)											
7	工事実施の方法	交通規制あり (一部規制・片側通行・通行止・その他)・交通規制なし											
8	基準点確認の有無	基準点 (有・ 無)											
9	道路復旧方法	許可条件による復旧 (車道)アスコン 号(歩道)アスコン 号・その他()舗装											
10	施工責任者	所在地 施工業者が未定の場合「未定」と記載						担当者名 電話 () 番					
11	前回許可	各項目の状況						西土管指令 第 号					
12	添付書類	1. 付近見取図 2. 平面図 3. 断面図 4. 構造図 5. 施設求積図 6. 道水路境界査定書の写し 7. 現況カラー写真 8. その他()											

起案 令和 年 月 日 決裁 令和 年 月 日 年保存

(伺) 上記の申請・協議について、別紙のとおり条件を付して許可・承認・回答してよろしいか。

決裁	土木局長	土木総括室長	土木管理課長	係長	係長	係	西土管指令 第 号					
	道路補修課長	係長	係長	係	係	処理票	合	管理指導	係	整理調整	係	公印確認
協議	課長	係長	係長	係			申請書類 (①~③の書類一式を市窓口へ提出)					
	課長	係長	係長	係			①【市用】 申請書1枚目+図面+写真 ②【申請者用】 申請書2枚目+図面 (+写真) ③【警察用】 申請書3枚目のみ					
議												データ入力

担当課 土木管理課 0798-35-3634

西宮市道路占用許可の基準に関する規程

(広告看板類の占用)

第11条 広告看板類の占用は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 突出看板又は建植看板については、次に掲げる基準によること。

ア 建植看板の支柱は、道路敷地外に設けること。

イ 出幅は道路境界線から1メートル以下とし、厚みは0.5メートル以下とすること。

ウ 下端の高さは、路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

(2) 電柱等又は街灯に添加する看板については、次に掲げる基準によること。

ア 電柱等又は街灯について1個に限るものとする。

イ 出幅は、電柱面又は街灯面から0.6メートル以下とすること。

ウ 下端の高さは、路面から4.5メートル以上(歩道上にあつては、2.5メートル以上)とすること。

エ 歩道を有する道路における突出の方向は、歩道側に設けること。

オ 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所以外の箇所及び信号機又は道路標識の効果を妨げない箇所に設けること。

(3) 電柱等又は街灯に巻き付ける看板については、下端の高さは路面から2メートル以上、上端の高さは路面から3.5メートル以下とすること。この場合において、巻き付けの個数は、電柱等又は街灯について1個に限るものとする。

(4) 国又は地方公共団体が設ける横断幕、立看板又はのぼり旗については、市長が別に指示する箇所に設けること。

(5) バス停留所上屋に添加される看板については、次に掲げる基準によること。

ア 上屋を独立の物件とみなし、バス事業者との合意のもと添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者が設置するものであること。

イ 上屋の壁面のうち車道から上屋に正対して正面の車道側及び左側の壁面以外の壁面に設置されるものとし、掲示される広告物は、明らかに運転者に対する訴求の対象となるものではないこと。ただし、特にやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

ウ 幅及び高さは、上屋の幅及び高さを超えないものであること。

エ 材質及び形状は、強固なものとし、風圧等により飛散しないもので、歩行者等に危害を及ぼすおそれがないものであること。

オ 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際し交通に支障を及ぼすおそれがないものであること。

カ 内照式の添加広告板については、周囲の環境との調和を損なうおそれがないものであること。

キ 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。

ク 広告板の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内とすること。ただし、車両又は歩行者の通行状況等により、当該広告物が運転者に対する訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合は、3面以上の掲示面を設けることができる。

ケ 広告物の掲示により生ずる死角からの飛び出しによる事故を回避する観点から、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保するなど、必要と認められる安全策が講じられるものであること。